岩瀬カナル会館におけるタンデム自転車保険について(令和８年１０月１日から適用)

★普通傷害保険

〈保険の内容〉

タンデム自転車に搭乗中の方が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害（死亡・後遺障害、入院、通院）に対して保険金をお支払いします。

〈お支払いする主な保険金〉

保険金の種類	支払条件	保険金額(１名あたり)
死亡保険金	事故によって傷害を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合	５，０００千円
後遺障害保険金	事故によって傷害を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害が発生した場合	最大５，０００千円 ※傷害の程度により １００％～４％
入院保険金 （手術保険金も含む）	事故によって傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合	５，０００円(日額)
通院保険金	事故によって傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合	５，０００円(日額)

〈保険金をお支払いできない主な傷害発生事由〉

・故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為、犯罪行為
・酒気帯び、麻薬や指定薬物等の影響による運転
・脳疾患、疾病又は心神喪失
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波　　など

★賠償責任保険

〈保険の内容〉

タンデム自転車搭乗中の事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金等)に対して保険金をお支払いします。

〈お支払いする主な保険金〉

補償項目	保険金額(支払限度額)		
	１名につき(身体のみ適用)	１事故につき	保険期間中(※)
身体障害	１００，０００千円	２００，０００千円	２００，０００千円
財物損壊	―	３０，０００千円	３０，０００千円

※保険期間は、令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までです。

〈保険金をお支払いできない主な事由〉

・故意による事故
・第三者との間に損害賠償に関する特別な約定があり、その約定によって加重された損害賠償責任
・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任　　など

※詳細は、岩瀬カナル会館の担当窓口に配置している約款をご覧ください。